イ　二〇GHz以上四〇GHz未満	［略］
ウ　四〇GHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	［略］

［削る］

［9～20　略］

21　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHz幅で（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

二　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の五倍未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

イ　二〇GHzを超え四〇GHz以下	［同上］
ウ　四〇GHzを超え使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	［同上］

注　基地局においては、周波数帯から二五・五GHz以上三一GHz以下を除く。

［9～20　同上］

21　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHz幅の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHz幅の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上	任意の一MHz幅の帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値